秋田県公安委員会規則第10号

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように

毎週火・金曜日発行

公安委員会規則

目

次

ページ

於 俄 椺 会 規

迴

○秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(一○・

交通企画課)…………………1

定める。 平成18年5月31日

秋田県公安委員会委員長 伊 藤 膩 票

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

7号)の一部を次のように改正する。 「第74条の3第5項」に改める。 第2条第1項及び第11条の2第1項中「第74条の2第5項」 秋田県道路交通法施行細則(昭和39年秋田県公安委員会規則第

秋

の3第6項」に改める。 第11条の4及び様式第14号中「第74条の2第6項」を「第74条

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)発 行 者 秋 田 県

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp B-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp 和 別 所 株式会社 松 原 印 刷 社 報 原 印 刷 社